

令和4年10月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和4年8月内容)

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	44,949人	対前月比	4.0%減(5か月ぶりの減少)
有効求職者数	33,633人	対前月比	0.7%減(5か月ぶりの減少)
有効求人倍率	1.34倍	前月比	0.04ポイント減少

※ 数値は季節調整値

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定部職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況

3 鹿児島市電「就活のミカタ号」の運行について

(職業安定部訓練室)

令和4年10月6日(木)から5か月間、鹿児島市電に労働局の重点施策を掲載し、ハローワークの利用促進を図ります。
就活もスキルアップも、ハローワークへおまかせください。

4 鹿児島県最低賃金の改正について

(労働基準部賃金室)

10月6日より、鹿児島県最低賃金が「時間額 853円」に改正されます。
鹿児島労働局では、改定後の鹿児島県最低賃金「時間額 853円」を広く県民に知っていただくため、10月5日に鹿児島中央駅周辺で街頭キャンペーンを実施します。

5 業務改善助成金の利用促進

(雇用環境・均等室)

原材料高騰により利益が減少した事業者や最低賃金が低い事業者への支援を拡充

6 長時間労働が疑われる事業場に対する令和3年度の立入調査結果

(労働基準部監督課)

対象となった172事業場のうち84事業場(48.8%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

7 労働災害ピークアウト運動

(労働基準部健康安全課)

高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策を最重点として、急増している労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること(ピークアウト)を目的として、「労働災害ピークアウト運動」を展開

鹿児島労働局発表
令和4年9月30日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年8月分)について ～有効求人倍率は、1.34倍と、前月を0.04P下回った。～

8月の概要

求人に改善の動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.34倍** 前月より0.04ポイント減少(25か月ぶりの減少) (P2参照)
 - ・全国では、27番目の高さ。九州では、宮崎県、熊本県、大分県に次ぎ、4番目の高さ。
 - ・[全国] 有効求人倍率(季節調整値) 1.32倍 前月より0.03ポイント上昇(8か月連続の上昇)

- ・有効求人数(季節調整値) **44,949人** 前月より4.0%減少(5か月ぶりの減少)

- ・有効求職者数(季節調整値) **33,633人** 前月より0.7%減少(5か月ぶりの減少)

- ・就業地別有効求人倍率(季節調整値)1.42倍 前月より0.05ポイント減少 (2か月ぶりの減少)
※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。
「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.17倍** 前月より0.29ポイント減少(2か月ぶりの減少) (P2参照)

- ・新規求人数(原数値) **14,807人** 前年同月より10.9%増加(19か月連続の増加) (P2参照)

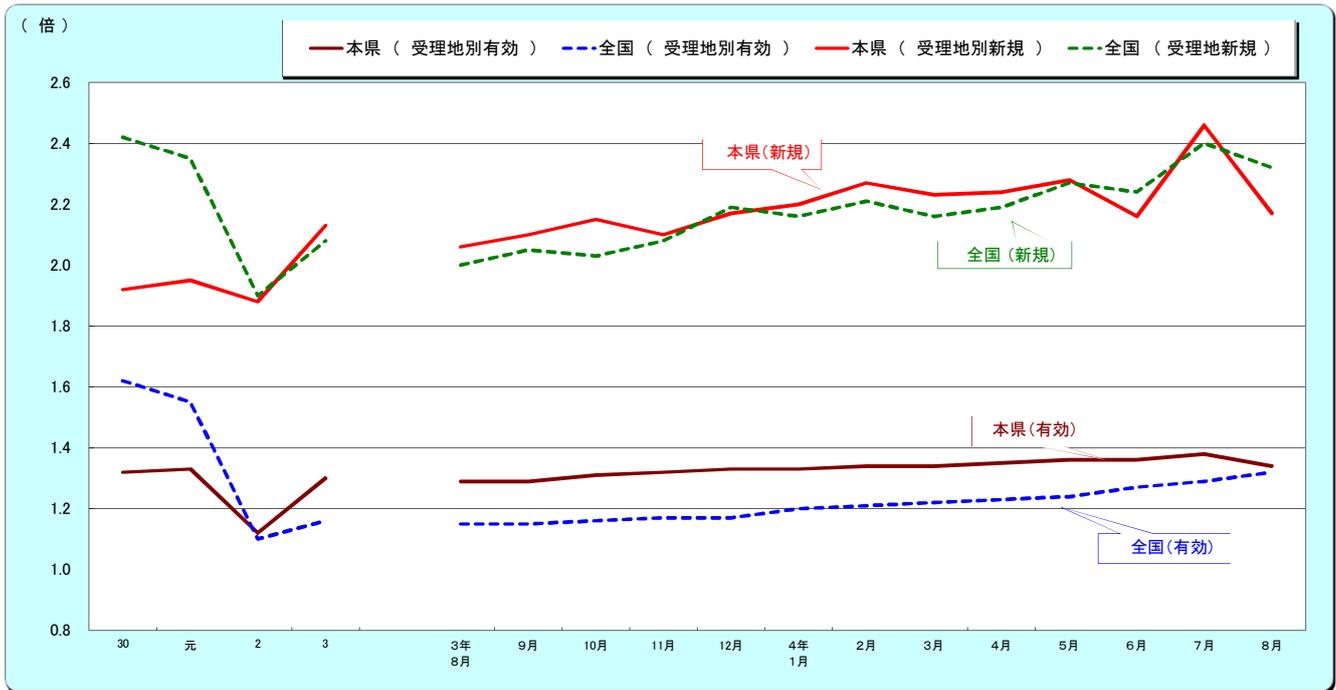
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・ 宿泊業・飲食サービス業(65.7%増)、医療・福祉(15.0%増)、建設業(11.3%増)、
サービス業(他に分類されないもの)(9.5%増)、運輸・郵便業(7.0%増)、
卸売業・小売業(4.5%増)

減少した業種・・・ 製造業(15.5%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **6,684人** 前年同月より5.7%増加(2か月ぶりの増加) (P3参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29年度	30	元	2	3	3年8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
有効求人倍率	受地理別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38	1.34
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32
	就業地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.36	1.36	1.38	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45	1.44	1.47	1.42
新規求人倍率	受地理別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.06	2.10	2.15	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28	2.16	2.46	2.17
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32
	就業地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.24	2.23	2.47	2.56	2.83	2.27	2.45	2.22	2.40	2.42	2.26	2.65	2.33

*3年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比10.9%増と、19か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
	5月	6月	7月	8月	5月	6月	7月	8月	9月	
新規求人数 ※	14,812	13.4	14,918	15.2	15,394	6.3	15,671	11.6	14,807	10.9
D 建設業	1,473	11.8	1,525	18.4	1,587	5.9	1,539	▲ 3.5	1,465	11.3
E 製造業	1,492	28.7	1,348	▲ 0.4	1,558	5.7	2,009	44.2	1,190	▲ 15.5
H 運輸業、郵便業	532	8.9	643	22.9	553	7.0	571	18.5	564	7.0
I 卸売業、小売業	1,997	7.0	2,315	3.6	1,989	5.7	2,033	20.5	2,271	4.5
M 宿泊業、飲食サービス業	821	23.0	931	49.2	969	30.4	964	18.4	1,130	65.7
P 医療、福祉	4,683	12.2	4,693	17.3	4,925	3.7	4,750	2.9	4,663	15.0
R サービス業(他に分類されないもの)	1,521	3.0	1,379	17.8	1,528	1.3	1,705	22.2	1,396	9.5
有効求人数	41,838	15.7	43,736	10.8	43,854	11.2	43,864	12.7	43,511	9.7

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数及び有効求職者数は、全ての年齢層で対前年同月比で増加となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			5月		6月		7月		8月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	7,398	7.7	7,052	3.1	6,031	▲ 5.5	6,684	5.7
44歳以下	3,474	▲ 0.9	3,597	2.1	3,464	▲ 2.9	2,920	▲ 6.8	3,405	6.3
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	2,136	3.0	2,002	▲ 8.0	1,765	▲ 8.2	2,052	6.8
45歳以上	3,495	1.5	3,801	13.5	3,588	9.5	3,111	▲ 4.2	3,279	5.0
うち55歳以上	2,236	1.0	2,420	13.1	2,327	10.7	1,997	▲ 5.8	2,065	8.9
うち65歳以上	988	7.6	1,115	15.3	1,034	14.0	916	1.0	912	14.6
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	2,770	7.7	1,860	▲ 3.1	1,605	▲ 8.5	1,825	9.0
有効求職者数	32,302	▲ 0.3	34,746	1.1	34,658	3.3	33,238	4.5	33,307	5.3
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,796	▲ 0.7	15,803	0.8	15,390	2.6	15,688	5.1
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	9,452	▲ 1.6	9,420	▲ 0.3	9,197	1.3	9,437	4.7
45歳以上	17,054	0.1	18,950	2.7	18,855	5.4	17,848	6.2	17,619	5.4
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	12,393	0.9	12,416	4.8	11,593	6.5	11,394	6.2
うち65歳以上	419	8.8	5,343	4.9	5,352	9.9	4,595	14.9	4,372	13.8
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	5,940	▲ 5.7	6,528	▲ 8.3	6,906	▲ 6.4	7,354	▲ 1.7

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「在職求職者」を除き増加となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			5月		6月		7月		8月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	7,356	8.6	6,921	3.0	5,955	▲ 5.6	6,622	6.0
在職求職者	2,021	5.3	1,815	11.6	1,973	4.4	1,671	▲ 7.1	1,859	▲ 1.5
離職求職者	4,238	▲ 2.5	4,789	7.8	4,205	1.2	3,767	▲ 3.4	4,134	8.8
うち事業主都合	862	▲ 14.5	889	▲ 7.2	767	▲ 13.4	741	▲ 10.8	658	3.5
うち自己都合	3,116	0.7	3,595	12.3	3,218	4.9	2,846	1.0	3,273	11.2
無業求職者	649	4.2	752	6.2	743	9.6	517	▲ 15.8	629	12.9

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、55歳以上で3か月ぶりに前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			5月		6月		7月		8月	
就職件数	2,596	1.0	2,548	▲ 4.6	2,678	▲ 4.2	2,329	▲ 2.3	2,162	0.0
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,329	▲ 6.7	1,364	▲ 12.2	1,193	▲ 7.7	1,161	▲ 0.5
うち34歳以下	735	▲ 1.9	757	▲ 3.7	746	▲ 15.3	654	▲ 13.7	661	▲ 0.6
45歳以上	1,240	1.3	1,219	▲ 2.3	1,314	5.8	1,136	4.1	1,001	0.7
うち55歳以上	704	4.0	666	▲ 7.9	724	4.0	665	15.1	531	▲ 3.3
うち65歳以上	220	22.0	208	▲ 16.1	255	18.1	230	38.6	161	▲ 2.4
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	789	5.8	756	▲ 11.2	653	▲ 4.9	641	▲ 3.9

5.完全失業率(全国)

	元年平均	2年平均	3年平均	4年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
完全失業率 (%)	2.4	2.8	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	2.6	2.5
完全失業者数 (万人)	162	191	193	180	180	188	191	186	176	177

※完全失業率は季節調整値

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月より0.04ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			5月		6月		7月		8月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,050	12.2	7,543	4.4	7,657	12.4	7,116	9.7
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	47.3%	▲ 1.2	49.0%	▲ 0.9	48.9%	0.4	48.1%	▲ 0.5
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.07	0.10	1.09	0.07	1.13	0.07	1.12	0.04
全 国	0.90	0.70	0.91	0.09	0.95	0.10	0.98	0.10	1.00	0.12
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,050	9.8	21,332	8.9	21,615	11.3	21,537	8.7
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	48.1%	▲ 0.5	48.6%	▲ 1.1	49.3%	▲ 0.6	49.5%	▲ 0.5
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	19,676	▲ 0.3	19,492	1.7	19,059	3.8	19,244	5.1
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	56.6%	▲ 0.8	56.2%	▲ 0.9	57.3%	▲ 0.4	57.8%	▲ 0.1

(※) 正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

7.令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年8月	1.25	1.10	1.49	1.67	1.32	1.06	1.45	1.16	1.09	1.40	1.67	1.05	1.26	1.25
9月	1.22	1.28	1.35	1.59	1.34	1.14	1.47	1.17	1.19	1.52	1.64	1.07	1.24	1.26
10月	1.26	1.27	1.49	1.69	1.41	1.21	1.56	1.24	1.21	1.60	1.71	1.14	1.34	1.31
11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 完全失業率…… 労働力人口に占める完全失業者の割合。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人
に直接応募した就職件数等が含まれている。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の支給決定状況

鹿児島労働局

雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数（令和4年9月20日現在（速報値））

支給申請件数（①） 52,313件

支給決定件数（②） 51,857件

直近3ヶ月間（令和4年6月21日から9月20日まで）の申請の動き

業 種	6/21～7/20の申請件数 (構成比)	7/21～8/20の申請件数 (構成比)	8/21～9/20の申請件数 (構成比)	R4.9.20時点の累計 (構成比)
農 業 ・ 漁 業	7件 (0.6%)	8件 (0.7%)	4件 (0.3%)	483件 (0.9%)
建 設 業	76件 (6.9%)	53件 (4.4%)	62件 (5.3%)	2,137件 (4.1%)
製 造 業	128件 (11.6%)	150件 (12.5%)	141件 (12.1%)	6,798件 (13.0%)
道路旅客運送業	42件 (3.8%)	79件 (6.6%)	48件 (4.1%)	2,416件 (4.6%)
卸 売 業	50件 (4.5%)	57件 (4.8%)	48件 (4.1%)	1,968件 (3.8%)
小 売 業	103件 (9.3%)	145件 (12.1%)	128件 (11.0%)	5,828件 (11.1%)
宿 泊 業	88件 (8.0%)	83件 (6.9%)	90件 (7.7%)	3,820件 (7.3%)
飲 食 業	302件 (27.3%)	292件 (24.4%)	329件 (28.3%)	14,282件 (27.3%)
サービ業	71件 (6.4%)	79件 (6.6%)	80件 (6.9%)	3,704件 (7.1%)
娯 楽 業	24件 (2.2%)	16件 (1.3%)	22件 (1.9%)	1,391件 (2.7%)
そ の 他	214件 (19.4%)	236件 (19.7%)	210件 (18.1%)	9,486件 (18.1%)
計	1,105件	1,198件	1,162件	52,313件

※業種は日本標準産業分類による

報道関係者各位

令和4年8月31日

【照会先】

<雇用調整助成金関係>

職業安定局 雇用開発企画課

課長 小宅 栄作

課長補佐 赤川 遼

(代表) 03-5253-1111(内線 5811)

(直通) 03-3502-1718

<新型コロナウイルス感染症対応休業支援金関係>

職業安定局 雇用保険課

課長 尾田 進

課長補佐 尾崎 拓洋

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

<産業雇用安定助成金関係>

職業安定局 雇用政策課 労働移動支援室

室長 柴田 栄二郎

室長補佐 松村 岳明

(代表) 03-5253-1111(内線 5878)

(直通) 03-3502-6781

令和4年10月以降の雇用調整助成金の特例措置等及び 産業雇用安定助成金の拡充について

(注) 以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年10月～11月の具体的な助成内容は別紙1をご参照ください。

また、産業雇用安定助成金について、令和4年10月以降の拡充内容については別紙2をご参照ください。

なお、令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」に沿って、雇用情勢を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、10月末までにお知らせします。

(参考1) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

(参考3) 令和4年9月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r407cohotokurei_00001.html

(参考4) 産業雇用安定助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む(参考1と共通)

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

休業支援金等

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な特例措置 (※2)	4/5(9/10) <u>9,000円</u>	4/5(9/10) <u>8,355円</u> (※3)
	地域特例(※4) 業況特例(※5)	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>
大企業	原則的な特例措置 (※2)	2/3(3/4) <u>9,000円</u>	2/3(3/4) <u>8,355円</u> (※3)
	地域特例(※4) 業況特例(※5)	4/5(10/10) <u>15,000円</u>	4/5(10/10) <u>12,000円</u>

		令和4年 7～9月	令和4年 10～11月
中小企業	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円(※7)	8割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>
大企業 (※6)	原則的な措置 (※3)	8割 8,355円(※7)	8割 8,355円
	地域特例(※8)	8割 <u>11,000円</u>	8割 <u>8,800円</u>

(※1) 原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 生産指標が、前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月5%以上減少している事業主。令和4年10月以降は、生産指標が前年同期比(前々年同期、3年前同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。

(※3) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,355円)との均衡を考慮して設定。

(※4) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※5) 生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

(※6) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※7) 令和4年7月までの上限額は、8,265円。

(※8) 休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ(左記※4)。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

産業雇用安定助成金の拡充 (注)

(注) 政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

1 制度概要

○ コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行うもの（令和3年2月5日施行）。

・ **出向運営経費** 賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

	中小企業	中小企業以外
助成率	4 / 5 (解雇なし 9 / 10)	2 / 3 (解雇なし 3 / 4)
上限額 (出向元・先の計)	12,000円 / 1人1日当たり	

・ **出向初期経費** 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などに助成。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10万円 / 1人当たり (定額)	
加算額 (生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し等)	各 5万円 / 1人当たり (定額)	

2 制度拡充案

○ 足下では経済活動の再開に向けた動きの中で人手不足が見られる一方で、コロナの影響の長期化により一部の産業では企業活動の回復に遅れが見られている。そのため、人材を有効に活用するためにも産業雇用安定助成金の拡充を行い、円滑な労働移動を一層促進する。

事項	現行制度	拡充案
支給対象期間の延長	1年間	2年間
支給対象労働者数の上限撤廃	出向元、出向先ともに1年度あたり500人	出向元について上限撤廃
出向復帰後の訓練 (off-JT) に対する助成 (新設)	-	出向元に復帰後に、出向によって得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練に対して助成

報道関係者 各位

令和4年9月30日

鹿児島労働局 職業安定部 訓練室

室長 廣瀬 和泰

係長 川越 大輔

電話 099-219-8711

鹿児島市電「鹿児島労働局 就活のミカタ号」運行開始します！！ ～ 就活もスキルアップもハローワークへおまかせください！～

鹿児島労働局（鹿児島労働局長 中所 照仁）では、鹿児島市電を活用した施策周知を実施します。

県内の各ハローワークでは、就活前・就活中の学生をはじめ、コロナ禍の影響を受け離職・転職を余儀なくされている方、ブランクを抱え働くことに不安のある方、子育て中の方など、ご利用いただくすべての方のニーズに応じて、ハロートレーニング（公的職業訓練）によるスキルアップをご提案するなど、きめ細かな就職支援を行っています。

このような支援サービスについて、鹿児島市電の車体活用によって広くPRし、ハローワークの利用促進を図ります。

つきましては、以下のとおり出発式を行いますので、報道機関の皆さまには、ぜひ取材いただきますようお願いいたします。

《鹿児島労働局 就活のミカタ号出発式》

- 日時：令和4年10月6日（木）10時45分～
- 場所：鹿児島市交通局敷地内（鹿児島市上荒田町 37-20）
- 次第：局長あいさつ、テープカット、記念撮影、出発号令

《鹿児島労働局 就活のミカタ号 広告期間（広告電車運行期間）》

- 令和4年10月6日 ～ 5ヶ月間（予定）

〈添付資料〉

ハローワークかごしまご利用案内

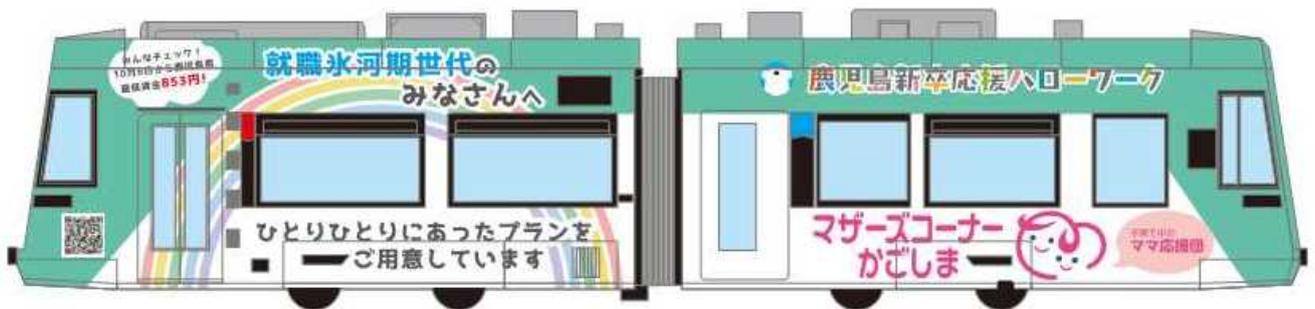
（2枚目につづく）

～ 鹿児島労働局から、報道関係者の皆さまへお願い ～

○新型コロナウイルス感染防止の観点からマスク着用の上、お越しください。

○取材を希望される場合は、事前に訓練室（099-219-8711）までご連絡ください。

【鹿児島労働局就活のミカタ号 イメージ】



ハローワークかごしま

ご利用案内

職業相談・紹介をしてほしい。
職業訓練を受講したい。
雇用保険の相談・受給手続きを行いたい。

ハローワーク鹿児島 (鹿児島公共職業安定所)

〒890-8555 鹿児島市下荒田1-43-28
※車でお越しのお客様は専用駐車場(最終頁参照)をご利用ください。

- フルタイム・パート求人への職業相談・紹介を行います。
- あなたに適する職種について一緒に考えます。
- 職業訓練に関するご相談等をお受けします。
- 障害をお持ちの方の職業相談・紹介等を行います。
- 求人パソコンで求人検索ができます(検索は17:00まで)
- 失業されている方に雇用保険の失業給付を行います。
- 雇用保険の各種給付を行います。

ご利用時間/平日8:30~17:15(土、日、祝は休みです)
(※雇用保険・職業訓練のご相談は一定の時間がかかること等から16:00までのご来所をお勧めします)

Tel 099-250-6060(代表電話 自動音声案内流れます)

ワークプラザ天文館 [マザーズコーナー併設](アイムビル6階)

〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38
鹿児島商工会議所ビル6階(専用駐車場はありません)

- フルタイム・パート求人への職業相談・紹介を行います。
- お子様連れの方も安心、キッズコーナーがあります。(予約制)
- あなたに適する職種について一緒に考えます。
- 求人パソコンで求人検索ができます。
(検索は、平日 17:45まで 土曜日は17:00まで)

ご利用時間/平日9:30~18:00(土曜日10:00~17:00)
(日、祝は休みです) 土曜日は第2・第4土曜日のみ開庁

Tel 099-223-8010

鹿児島新卒応援 ハローワーク (アイムビル3階)

〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38
鹿児島商工会議所ビル3階(専用駐車場はありません)

- 新規に学校を卒業予定の方の職業相談・紹介。
- 既卒3年以内の方の職業相談・紹介。
- 求人パソコンで求人検索ができます。
(検索は、平日 17:45まで)

ご利用時間/平日9:30~18:00(土、日、祝は休みです)

Tel 099-224-3433

職業相談・紹介をしてほしい。 ワークサポートみなみ (オブシアミスミ3階)

〒890-0073 鹿児島市宇宿2丁目3-5
オブシアミスミ3階

- フルタイム・パート求人への職業相談・紹介を行います。
- あなたに適する職種について一緒に考えます。
- 求人パソコンで求人検索ができます。
(検索は、平日 17:45まで)

ご利用時間/平日10:00~18:00(土、日、祝は休みです)

Tel 099-257-5670

再就職までのステップ&ハローワークのご利用案内

ご自身の状況やご要望に沿って、ハローワークのサービスをご利用いただけます。
お気軽にハローワークのスタッフへご相談ください。



ステップ1 ▶ 自己分析・情報収集が再就職への第一歩！

自己分析

- ・自分のこれまでの職務経歴の振り返り
- ・興味、関心、やりたいこと、できることの検討
- ・こだわりたいポイントの検討
- ・これから身につけたい技能があるか？

情報収集

- ・どんな仕事があるのか？
- ・どんな企業があるのか？
- ・企業の求める人材とは？
- ・現在の雇用環境は？

ハローワークのサービス

- 労働市場情報の提供
- 就職支援セミナーの受講
- 職業訓練等の相談
- 就活伴走プログラム（担当制）による職業相談

ステップ2 ▶ 希望する職種や条件を絞りこみましょう！

「ステップ1」での分析をもとに希望する職種や業種・雇用条件を理解し、明確にしましょう。

ハローワークのサービス

- 窓口での職業相談
- 早期就職支援コーナーなど、担当制による職業相談

ステップ3 ▶ 希望条件に合う求人を検索しましょう！

できるだけ多くの情報を収集して探しましょう。

ハローワークのサービス

- ハローワークインターネットサービスを利用した求人検索
ハローワークインターネットサービス
- 窓口での職業相談
- 求人情報誌の利用

ステップ4 ▶ 応募の準備をしましょう！

希望条件に合う求人が見つかったら応募準備を始めましょう。

- ・履歴書、職務経歴書等は求人にあったものを作りましょう。（志望動機は応募する会社に合わせて書く。）
- ・応募する事業所の情報を収集しましょう。（インターネット等で）
- ・求人票をよく見て、事業所の希望する人材を把握しておきましょう。
- ・面接対応の準備をしましょう。（想定問答の準備）

ハローワークのサービス

- 就職支援セミナー受講（応募書類作成、面接対策）
- 応募書類（履歴書、職務経歴書など）の相談、添削
- 面接予定事業所の模擬面接

ステップ5 ▶ さあ、応募しましょう！

事業所に連絡をとり、面接日時・場所の確認。

- ・時間には余裕を持って（5分前）行きましょう。
- ・賃金、勤務時間、休日、各種保険、職務内容等必ず確認しましょう。



ハローワークのサービス

- 応募したい求人の紹介状を交付します。
※面接前に紹介状を交付します。面接後の紹介状交付はできません。
- 応募条件と資格・経験等が合わない場合は応募の可否を確認します。

採用

- ・就職が決まったら採用条件等を書面（雇用契約書・雇入れ通知書）で受け取って確認してください。
- ・求人内容と実際の雇用条件が相違する場合はご相談ください。
- ・雇用保険受給中の方は就職日の前日（前日が土日祝の場合、その休日の前日）にハローワークへ就職の申告において下さい。

不採用

もし、不採用になっても経験を次回に活かしましょう！

- ・不採用理由は何か？ ・ 求人の選択は適切だったか？
- ・履歴書や職務経歴書の記載は求人に沿ったものだったか？
- ・面接の対応（服装、所作、言葉遣い、受け答え）はよかったか？

●場合によっては「ステップ2」までさかのぼってみましょう。

ハローワーク求人ホットライン
（求職者・就業者専用）

ハローワークで公開・紹介している求人の内容が実際と違っていただけましたら、お申し出ください。事実を確認の上、是正指導を行います。 **03-6858-8609（全日8:30~17:15 年末年始を除く）**

ハローワークの主なサービスメニュー

各サービスをご利用いただける窓口

(サービス名称の横に表示)

- か ハローワーク鹿児島
- フ ワークプラザ天文館
- 新 新卒応援ハローワーク
- み ワークサポートみなみ

職業相談・紹介 か フ 新 み

- あなたに適する職種について一緒に考えます。
- 希望する求人に関する条件の確認・相談をします。
- 事業所への面接の申し込み・面接日時の設定をします。
- 紹介状の交付をします。
- 求人・求職に関する状況を説明します。

求人検索パソコン か フ 新 み

- 希望に合う求人が検索できます。
- ご希望の求人票を印刷して受付へお申し出ください。
- 求人パソコンでは、職業別・産業別・就業場所・事業所名等で検索できます。

就職支援セミナー か フ 新 み

- 履歴書・職務経歴書等の書き方、面接の受け方、自己分析、ビジネスマナーなどのセミナーを行います。
- 日程等は、窓口でご確認ください。

求人情報誌 か フ 新 み

- ほっと求人情報誌(毎週水曜)
- ふくし求人情報誌(毎月20日)
- 建設・警備・運転求人情報誌(毎月第2・4月曜)
- 60・65歳以上応援求人情報誌(毎月第2・4金曜)
- 子育て応援求人情報誌(毎月第1・3水曜)
- 35歳からのステップアップ応援求人誌(毎月16日)

こころの健康相談(予約制) か フ 新 み

- こころの悩みについて専門家による相談を行います。
(場所:ハローワーク鹿児島、ワークプラザ天文館)

応募書類の作成支援 か フ 新 み

- 応募に必要な履歴書や職務経歴書の作成をお手伝いします。

模擬面接(予約制) か 新 フ

- 本番の面接を想定し応募求人に合った質問を投げかけ、終了後にフィードバックを受けることで、【良かったところ】は自信に、【改善点】は課題として取り組みなおすことができます。

雇用保険受給手続き か

- 雇用保険に加入して働いていた方が、事情により失業の状態になられた場合に、就職活動を支援するとともに、失業中の生活の安定を図るための雇用保険失業給付を行います。

職業訓練(ハロートレーニング) か

- 公的職業訓練の制度やコース情報等を案内のうえ就職への必要性に応じた職業訓練をあっせんし、応募方法の案内・助言を行います。
- 一定の要件を満たす場合には、職業訓練の受講を容易にするための給付金の支給が可能となります。

障害をお持ちの方の職業相談 か

- 障害をお持ちの方の職業相談・紹介、職業訓練など各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- 精神障害の方、難病患者の方の就職に向けたカウンセリング等を専門の「精神障害者雇用トータルサポーター」、「難病患者就職サポーター」、「発達障害者雇用トータルサポーター」が就職・職場定着等のサポートをします。
※カウンセリングは予約制となります。

人材マッチングコーナー か

- 福祉、建設、警備、運輸のお仕事を希望される方を対象に職業相談を行います。また、職場見学会やミニ会社説明会を定期的に行います。

早期就職支援コーナー か

- 59歳以下の雇用保険受給者を対象に、専門のナビゲーターが早期再就職を支援します。

生涯現役支援窓口 か

- おおむね60歳以上の高齢者の方に、職業相談、求人情報の提供、各種ガイダンス等の相談・援助を行います。

長期療養者支援コーナー か

- がん、肝炎、糖尿病等のご病気により、治療中・通院中でやむなく離職された方、または転職を検討している在職中の方へ、就職に向けた支援を行います。

35歳からのステップアップ窓口(就職氷河期世代支援窓口) フ

- 不安定就労の期間が長い35歳以上55歳未満の方の支援を行います。

わかもの支援窓口(フリーター) か フ

- 35歳未満(学生及び既卒3年以内を除く)の方の支援を行います。

子育て就職支援 か フ

- 子育てしながら就職を希望されている方や、母子家庭の方の相談、各種支援機関の案内などを行います。
※マザーズコーナーはワークプラザ天文館にあります。



ハローワークかごしま各施設への交通のご案内

ハローワーク鹿児島 (鹿児島公共職業安定所)



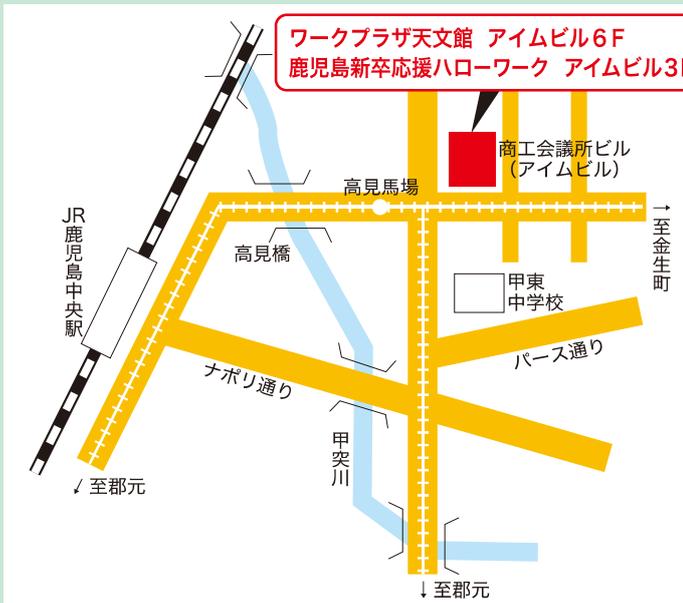
交通のご案内

- 市電「二中通電停」下車徒歩10分
- バス「天保山バス停」下車すぐ

専用駐車場のご案内

- 駐車場から安定所まで約500m (徒歩7分)
利用時間 8:30~17:30
- 駐車スペースには限りがあり、駐車まで30~60分待ちとなる場合があります。できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

ワークプラザ天文館・新卒応援ハローワーク



交通のご案内

- 市電「高見馬場電停」「天文館電停」下車徒歩3分
- バス「高見馬場バス停」下車すぐ

ワークサポートみなみ



交通のご案内

- 市電「宇宿一丁目電停」下車徒歩10分
- バス 鹿児島交通 オプシアミスミ発着便あり
「南港バス停」下車徒歩5分

求職活動のポイント

- ①求職活動はプラス思考で前向きなイメージを持ちましょう。
- ②就職までのスケジュール(行動計画)を立てましょう。
- ③求職活動中は規則正しい、メリハリのある生活を心がけましょう。
- ④求人への応募には事前準備が重要です(応募書類の作成等)。ふりかえり整理することでスムーズに面接に臨めるようにしましょう。各種就職支援セミナーを利用してみましょう。
- ⑤免許や資格取得等を目指すことも考えてみましょう。

報道関係者 各位

令和4年9月30日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田 清人

室長補佐 松下 真一

（直通電話）099（223）8278

E-mail

chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

10月6日から鹿児島県最低賃金が「時間額853円」に改正されます

～鹿児島県最低賃金街頭キャンペーンを実施～

鹿児島県最低賃金の改正については、本年7月4日、鹿児島労働局長（中所 照仁）から鹿児島地方最低賃金審議会（会長 山本 晃正）に対し諮問を行い、同審議会は、8月10日、現行の時間額821円を32円引き上げて（引上率3.90%）、853円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて鹿児島労働局長は、異議申出などの諸手続を経て、8月26日に鹿児島県最低賃金を時間額853円とする決定を行い、官報公示を経て、令和4年10月6日から発効されます。

鹿児島労働局では、引き続き、ポスター、リーフレット（別添1参照）を活用し、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進していきます。

また、発効前日（10月5日）に、鹿児島中央駅周辺において「鹿児島県最低賃金街頭キャンペーン」を別添2のとおり実施します。

1 最低賃金について

（1）適用される労働者の範囲

鹿児島県最低賃金は、鹿児島県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

また、1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合（地域別最低賃金と特定最低賃金〔産業別最低賃金〕が競合する場合）には、最低賃金額の高い方の最低賃金が適用されます。

なお、今回改正された鹿児島県最低賃金は、令和3年12月17日に発効された電

子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 842 円を上回ったことから、令和 4 年 10 月 6 日から同業種に従事する労働者に対しても鹿児島県最低賃金が適用されます。

(2) 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。具体的には、基本給と諸手当（ただし、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は除きます。）が対象となります。

最低賃金の対象から除外する賃金は次のとおりです。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1 ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 所定労働時間を超える期間の労働に対して支払われる賃金
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金
- ⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

(3) 過去 10 年間の改正状況

年 度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
時 間 額	665 円	678 円	694 円	715 円	737 円
引 上 額	11 円	13 円	16 円	21 円	22 円
引 上 率	1.68%	1.95%	2.36%	3.03%	3.08%

年 度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
時 間 額	761 円	790 円	793 円	821 円	853 円
引 上 額	24 円	29 円	3 円	28 円	32 円
引 上 率	3.26%	3.81%	0.38%	3.53%	3.90%

2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援について

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

(1) 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成するものです。

厚生労働省では、9 月 1 日から原材料高騰等に対応するため「業務改善助成金」を拡充するとともに、申請期限を令和 4 年 7 月 29 日までとしていた「特例コース」の対象期間を延長し、対象となる事業者の拡大等を行いました。

業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（Tel

0120-366-440) または、鹿児島労働局雇用環境・均等室 (Tel.099-223-8239) にお尋ねください。

(2) 専門家派遣・相談等支援事業(鹿児島働き方改革推進支援センター)(別添3リーフレット参照)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の実現に向けて、中小企業・小規模事業者等を対象に、長時間労働の是正、非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の緩和に向けた取組を支援するため、様々な関係機関と連携し、労務管理・企業経営等の専門家による電話相談や企業訪問相談等を無料で実施しています。

また、前記(1)の助成金を含む各種助成金の相談にも応じています。

知っていますか？ 自分の最低賃金

鹿児島県 最低賃金

853 円

時間額

令和4年 10月6日から

前年比 **32円UP** 



会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは鹿児島労働局または最寄りの労働基準監督署へ
鹿児島労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

1

事業場内最低賃金の引上げ

2

引上げ後の賃金額の支払い

3

生産性向上に資する機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1

交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3

労働局に事業実施結果を報告



4

支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R4.9)

令和 4 年度最低賃金街頭キャンペーン実施要綱

1 趣旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されており、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金額近傍の労働者が少ない状況にもある。

また、今回の改定は、821 円から 853 円と過去最高の引上幅となり、中小企業・小規模事業場への支援が強く求められている。

このため、「知っていますか？自分の最低賃金」をキャッチフレーズに、改定後の鹿児島県最低賃金額（853 円）を広く県民へ周知し、併せて業務改善助成金等の支援策の周知を図ることで、最低賃金制度に対する関係者の理解を促し、業務改善助成金等の支援策の利用促進を図る街頭キャンペーンを行うものとする。

2 実施日時・場所

令和 4 年 10 月 5 日（水）午前 7 時 30 分～午前 8 時 30 分

鹿児島中央駅の東口及び西口広場

3 実施者

鹿児島労働局

4 実施内容

鹿児島中央駅東口のアミュプラザ前の広場において、開会挨拶で通行人に対し街頭 PR を行った後、鹿児島中央駅の東口と西口に分かれて、最低賃金改正のリーフレット入りポケットティッシュを配布する。

5 参加・協力機関

鹿児島労働局、鹿児島県、鹿児島県経営者協会、鹿児島県商工会連合会、鹿児島県中小企業団体中央会、連合鹿児島 鹿児島働き方改革推進支援センター



厚生労働省 鹿児島労働局委託

《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：鹿児島県社会保険労務士会)

**年5日有給休暇
の確実な取得**

施行済み

**正規・非正規間
の不合理な
待遇差解消
同一労働同一賃金**

施行済み

時間外労働の上限規制

◎原則として

月45時間・年360時間

◎臨時的な特別な事情があり労使が
合意する場合でも

・年720時間以内

・休日労働を含み、月100時間未満・
複数月平均80時間以内

(45時間超えは年間6カ月まで)

施行済み

自動車運転業務・建設業・医師・
製糖業は2024年4月1日施行**中小企業の
月60時間
超の時間外
労働割増賃
金率が5割
以上に変更****2023年
4月1日
施行**相談
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料

来所相談
(電話・メール)

セミナー

訪問コンサルティング
(企業訪問による相談支援)

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が
お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)

※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp

ホームページ

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/kagoshima.html>

連絡先

0120-221-255

来所相談、セミナー講師、訪問相談

すべて無料！

👉 裏面へ



F A X 申 込 書

(0 9 9 - 2 5 7 - 2 2 1 9)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、3回まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：



働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（40名程度）に講師を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒 ー
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、直ちにお電話で日程調整等の連絡をいたします。

<働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ➔ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ➔ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ➔ マルチタスク化により残業が削減。

報道関係者 各位

令和4年9月30日（金）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 礪元 昭二

室長 補佐 稲田 一穂

原材料高騰等に対応するため「業務改善助成金」が拡充されました ～原材料高騰により利益が減少した事業者や最低賃金が低い事業者への支援を拡充～

厚生労働省では、9月1日から、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援するための「業務改善助成金」制度^{※1}の拡充を行いました。

これにより、原材料費高騰等の要因で利益率^{※2}が減少した中小企業・小規模事業者が特例の対象となり、設備投資等に対する助成範囲が拡大されるとともに、事業場内最低賃金が低い事業者については、助成率が引き上げられるなどの支援が拡充されています。

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）では、今回改正された地域別最低賃金の周知と併せて、別添リーフレットの配布等により、業務改善助成金の活用促進に向けた周知に積極的に取り組みます。

※1 この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成します。

※2 売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1月における総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）

主な拡充内容は以下のとおりです。

<通常コース>

- 1 特例の対象事業者に、原材料高騰等の外的要因により利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者を追加
- 2 特例の対象となる「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の売上減少幅を、30%から15%に緩和するとともに、売上高の比較対象期間を3年前までに変更
- 3 1または2のいずれかを満たす事業者は、賃金引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用可
- 4 事業場内最低賃金が870円未満の事業場の助成率を9/10、870円以上920円未満の事業場の助成率を4/5（生産性要件を満たした場合は9/10）に引き上げ
- 5 特例で助成対象経費となる自動車の要件を「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」に緩和

<特例コース> (新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した
中小企業事業者等を支援する)

- 1 特例コースの申請期限を令和5年1月31日まで延長するとともに、賃金引上げ対象期間を令和4年12月31日までに延長
- 2 助成対象事業者に、原材料高騰等の外的要因により利益率が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者を追加
- 3 売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を、令和3年4月から令和4年12月までの間に見直すとともに、売上高の比較対象期間を3年前までに変更
- 4 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は、助成率を4/5に引き上げ
- 5 助成対象経費となる自動車の要件を「定員7人以上又は車両本体価格200万円以下」に緩和

<助成金制度の詳細はこちら>

- 〔2〕業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/z_igyonushi/shienjigyuu/03.html



- 業務改善助成金（特例コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/z_igyonushi/shienjigyuu/03_00026.html



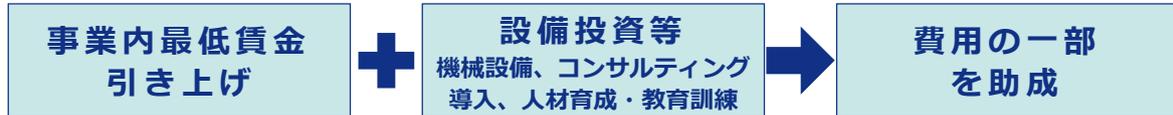
<添付資料>

- 1 リーフレット「業務改善助成金（通常コース）のご案内」
- 2 リーフレット「業務改善助成金（特例コース）のご案内」
- 3 令和4年度業務改善助成金のご案内（拡充内容を反映した全体版）

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売上高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売上高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

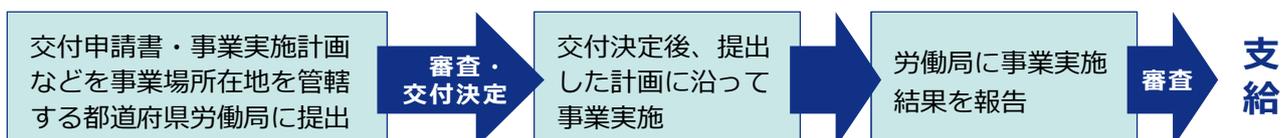
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



各コースの概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※ 10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金（特例コース）のご案内

資料2

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から〔令和3年12月まで〕 見直し後：令和3年4月から〔 令和4年12月まで 〕 ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

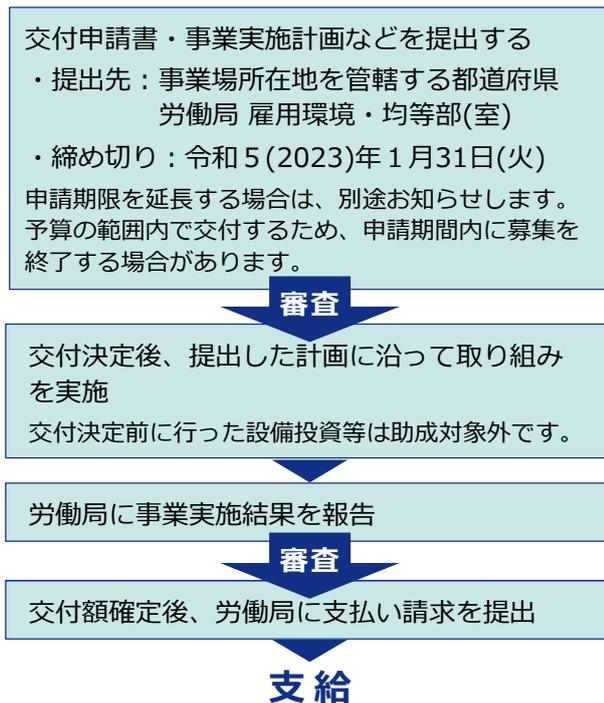
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

令和4年度 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



	通常コース		特例コース
対象となる事業者	①②いずれも満たす事業者 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和4年10月5日まで 821円～851円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者 ②事業場規模100人以下	〔特例〕 ①②いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和4年10月5日まで 821円～851円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者 ②事業場規模100人以下 ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者 ※ 売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率） ④新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が 3年前までと比較して15%減少している事業者	①②⑤いずれも満たし、かつ③④いずれかを満たす事業者 ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ※鹿児島県内事業者の場合、 ○令和3年10月1日まで 793円～823円の事業者 ○令和4年10月5日まで 821円～851円の事業者 ○令和4年10月6日以降 853円～883円の事業者 ②中小企業基本法に基づく中小事業者 ③原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率※2が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 ※ 売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率） ④新型コロナウイルス感染症の影響により 令和3年4月から令和4年12月までの期間の売上高等が3年前までと比較して30%以上減少した事業者 ⑤令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる事業者
助成上限区分	下表の各コース賃金引上げ労働者数7人以上まで利用可	下表の各コース賃金引上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分を利用可	下表のうち、30円コースを利用可ただし、賃金引上げ労働者数7人以上まで
助成率	事業場内最低賃金が ○900円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率は、9/10	事業場内最低賃金が ○870円未満…9/10 ○870円以上920円未満…4/5 ※生産性要件を満たした事業者の助成率は、9/10	事業場内最低賃金が ○920円未満…4/5
助成対象経費	交付要領別紙4に定める経費	交付要領別紙4に定める経費 ただし、機械装置等購入費の内容は注8のとおり	交付要領別紙2に定める経費
申請期限	令和5年1月31日		
賃金引上げ期限	交付申請後から事業完了期日までの間 （原則事業実績報告書の提出日までに1月分以上の賃金支払い実績が必要）		令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで （交付申請までに賃金引上げを完了する必要）
事業完了期限	令和5年3月31日		

コース区分 (引上げ額)		30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
別の助成上限額 引き上げる労働者数	1人	30万円	45万円	60万円	90万円
	2～3人	50万円	70万円	90万円	150万円
	4～6人	70万円	100万円	150万円	270万円
	7人以上	100万円	150万円	230万円	450万円
	10人以上	120万円	180万円	300万円	600万円

お問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 又は 鹿児島労働局雇用環境・均等室
電話：0120-366-440 電話：099-223-8239

報道関係者 各位

令和4年9月30日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課
監督課長 篠田 雅史
主任監察監督官 二石 和伸

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和3年度の監督指導結果を公表します

鹿児島労働局では、このたび、令和3年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果を取りまとめましたので、監督指導事例と共に公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった172事業場のうち、84事業場（48.8%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、33事業場（違法な時間外労働があったもののうち39.3%）でした。

また、今年度より、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的に実施した監督指導結果も本公表で集計を行い、より分かりやすく公表することとしました。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場:	172 事業場
(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]	
① 違法な時間外労働があったもの:	84 事業場 (48.8%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が	
月80時間を超えるもの:	33 事業場 (39.3%)
うち、月100時間を超えるもの:	26 事業場 (31.0%)
うち、月150時間を超えるもの:	6 事業場 (7.1%)
うち、月200時間を超えるもの:	1 事業場 (1.2%)
② 賃金不払残業があったもの:	25 事業場 (14.5%)
③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:	69 事業場 (40.1%)
(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]	
① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの:	94 事業場 (54.7%)
② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの:	55 事業場 (32.0%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和3年4月から令和4年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和3年4月から令和4年3月までに、172 事業場に対し監督指導を実施し、142 事業場(82.6%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反は、違法な時間外労働があったものが84 事業場、賃金不払残業があったものが25 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが69 事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

	監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)	172 (100%)	142 (82.6%)	84 (48.8%)	25 (14.5%)	69 (40.1%)	
主な業種	商業	44 (25.6%)	34	20	4	17
	製造業	21 (12.2%)	15	9	4	5
	保健衛生業	20 (11.6%)	19	11	4	12
	接客娯楽業	13 (7.6%)	13	10	1	8
	建設業	25 (14.5%)	21	8	6	12
	運輸交通業	17 (9.9%)	15	12	2	4
	その他の事業 (注6)	12 (7.0%)	8	3	1	5

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの〕、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)等の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
172	50 (29.1%)	62 (36.0%)	32 (18.6%)	15 (8.7%)	7 (4.1%)	6 (3.5%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
172	26 (15.1%)	46 (26.7%)	20 (11.6%)	18 (10.5%)	28 (16.3%)	34 (19.8%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、94 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	面接指導等の実施(注2)	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施(注3)	月45時間以内への削減(注4)	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等(注5)	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
94	27	19	46	46	9	6

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

(注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

(注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

(注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

(注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、55 事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(労働時間適正把握ガイドライン(参考資料2参照))に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項(注1)					
	始業・終業時刻の確認・記録(ガイドライン4(1))	自己申告制による場合			管理者の職務(ガイドライン4(6))	労使協議組織の活用(ガイドライン4(7))
		自己申告制の説明(ガイドライン4(3)ア・イ)	実態調査の実施(ガイドライン4(3)ウ・エ)	適正な申告の阻害要因の排除(ガイドライン4(3)オ)		
55	39	2	18	3	2	1

(注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

(注2) 各項目のカッコ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった **84** 事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、**33** 事業場で1か月80時間を、うち **26** 事業場で1か月100時間を、うち **6** 事業場で1か月150時間を、うち **1** 事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 時間外・休日労働時間が最長の者の実績(労働時間違反事業場に限る)

監督指導実施事業場数	労働時間違反事業場数	労働時間				
		80時間以下	80時間超	100時間超	150時間超	200時間超
172	84	51	33	26	6	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、**13** 事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、**64** 事業場でタイムカードを基礎に確認し、**20** 事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、**54** 事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)				自己申告制 (注2,3)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	PCの使用時間の記録を 基礎(注2)	
13	64	20	17	54

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

(注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

監督事例

1 時間外労働について

事例 1か月の時間外労働の時間数が3.6協定の限度時間を超えていた。

事例 3.6協定の届出なく、時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基法第3.2条）。

ポイント

- ・ 中小企業においても、令和2年4月以降が始期となっている3.6協定届は、改正様式による届出が必要です。

2 長時間労働の削減について

事例 時間外・休日労働が月間80時間を超える労働者がいた。

事例 繁忙期に、時間外・休日労働が月間100時間を超える労働者がいた。

監督署の対応

指導文書の交付による指導（時間外・休日労働を月間80時間以内とする具体的方策の検討と実施、4.5時間以内とする方策の検討と実施に努めること）。

ポイント

- ・ 令和2年4月1日から中小企業主にも時間外労働の上限規制が適用されています（建設事業、自動車運転の業務、医師、鹿児島・沖縄県内の砂糖製造業は、令和6年3月31日まで猶予）。

3 長時間労働による健康障害防止について

事例 常時50人未満の規模の事業場において、長時間労働の労働者から健康障害防止等を図るため対策等についての意見聴取を行っていない。

監督署の対応

指導文書交付（当該対策について、速やかに関係労働者からの意見を聴取すること）。

ポイント

- ・ 無料でご利用できる機関があります。
鹿児島産業保健総合支援センター（099-252-8002）
衛生管理者、事業者、人事労務担当者などの方々の専門的な相談への対応など各種支援を行っています。
地域産業保健センター（県内に5か所あり、連絡先等は へ照会ください。）
規模50人未満の事業場が利用でき、長時間労働者に対する医師による面接指導など産業保健サービスを行っています。

監督事例

4 休日労働について

事例 36協定の休日労働についての月間の上限を超えており、1日も法定休日がなかった労働者がいる。

事例 36協定の届出なく、時間外労働を行わせている。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基法第35条）。

ポイント

- ・ 上記1のポイントの様式改正の事項は、休日労働にも関連しますので、ご注意ください。

5 時間外労働に対する賃金について

事例 時間外労働のうち、割増賃金が支払われていない部分があった。

事例 時間外労働に対しても、通常の時給額で支払われ、法定の割増しが行われていなかった。

事例 時間外労働について、割増賃金を支給せず、時間数を積算しておき、翌月以降の代休や振替休日と相殺するという違法な方法により、400時間分を超える割増賃金が不払いとなっていた。

監督署の対応

是正勧告書の交付により、遡及して是正するよう指導（違反条文：労基法第37条）。

ポイント

- ・ 1か月単位など変形労働時間制などを採用している場合、1日8時間以内の労働時間についても、週の法定労働時間を超えていないかチェックする必要があります。
- ・ 割増賃金を含む賃金は、全額を、毎月1回以上、一定期日に支払う義務があります（労基法第24条）。この規定に反して、働いた時間数と働かなかった時間数を相殺したり、調整することは違反となります。

監督事例

6 就業規則の届出について

事例 就業規則は作成されていたが、管轄する労働基準監督署への届出がなかった。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基法第89条）。

ポイント

- ・ 常時10人以上の労働者を使用する事業場には、就業規則を作成し、法定の要件を備えた意見書を添えて、届け出る義務があります。変更した場合も同様です。

7 就業規則の周知について

事例 現行の就業規則の周知が行われていなかった。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基法第106条）。

ポイント

- ・ 就業規則は掲示、備付け、書面の交付などの方法で、労働者に周知しなければなりません。この他にも、労基法の要旨、各種労使協定（労基法第36条に基づく時間外・休日労働に関する協定など）も同様です。

8 賃金台帳について

事例 月給制であることを理由に、賃金台帳に労働時間数を記載していなかった。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基法第108条）

ポイント

- ・ 賃金台帳には、労働時間数、早出残業時間数、深夜労働時間数など法定の記載事項があります。
- ・ 事業主は安衛法第66条の8の3（安衛則第52条の7の3）により、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の使用時間の記録等、客観的な方法で労働時間の状況を把握しなければいけません。
- ・ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」にもご留意ください。

監督事例

9 年次有給休暇の管理について

事例 年休管理簿に記載不備があった。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：労基則第24条の7）。

ポイント

- ・労働者ごとに年休管理簿を作成し、与えた時季、日数、基準日を記載し、3年間保存しなければなりません。なお、労働者名簿や賃金台帳とあわせて作成することも可能です。

10 年次有給休暇の付与について

事例 基準日（年次有給休暇発生日）から半年が経過したものの、事業場全体として全く付与されていない。

監督署の対応

指導票（時季指定等による取得促進に向けた対応について）。

ポイント

- ・付与日数が10日以上労働者には、基準日から1年以内に5日を必ず取得させなければなりません。

11 健康診断の結果について

事例 年に1回の定期健診は実施されていたが、医師等からの意見聴取が行われていなかった。

監督署の対応

是正勧告書の交付による指導（違反条文：安衛法第66条の4（安衛則第51条の2））。

ポイント

- ・健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師等から意見聴取をし、それを十分勘案して必要な措置（就業場所の変更、労働時間の短縮など）を講じる必要があります。
- ・労働基準監督署による監督指導で、是正勧告書の交付による指導が行われることが多い項目です。
- ・産業医の選任義務のない規模50人未満の事業場では、各地域産業保健センター（上記3のポイント参照）を活用する方法もあります。

鹿児島労働局発表
令和4年9月30日

担 当	鹿児島労働局労働基準部健康安全課 課長 西野 健二 課長補佐 壺屋 明 (直通電話) 099-223-8279
--------	--

鹿児島労働局労働災害防止対策

【労働災害ピークアウト運動】について

高齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策を最重点として、急増している労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること（ピークアウト）を目的として、「労働災害ピークアウト運動」を展開

鹿児島県での労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成31（令和元）年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならない危機的な状況となっています。また、労働災害による死亡者数は近年15人前後で増減を繰り返していましたが、令和3年は22人もの尊い命が失われました。

令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、死傷者数の8月末速報値では前年同期比880人(70.9%)増の2,121人(うち新型コロナウイルス感染症918人)、死亡者数が7人と厳しい状況が続いています。

令和3年の事故の型別労働災害発生状況をみると、「転倒」災害が最も多くなっています。また、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害も増加傾向にあります。

年齢別発生状況をみると、60歳以上の割合が31.1%と最も多く、50歳以上では53.4%と全体の半数以上を占めています。また、年齢が高くなるにつれ、被災率が高くなっています。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること（ピークアウト）を目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「労働災害ピークアウト運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を図ることとしました。

労働災害防止団体を始めとした業界団体、建設工事発注者に対して、要請文及び添付資料のチラシを送付しました。

県内の労働基準監督署では、管内事業場に対する「労働災害ピークアウト運動」の周知と災害防止のための指導を行います。

【添付資料】

資料 1 【労働災害ピークアウト運動】（チラシ）

資料 2 緊急要請文（HP掲載版）

資料 3 令和 4 年 8 月末（速報）業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局労働災害防止対策 【労働災害ピークアウト運動】

～労働災害を減少に転じさせるために～



県内の労働災害が増え続けています

令和4年の労働災害による死傷者数（8月末速報値）

死傷者数…2,121人（うち新型コロナウイルス感染症918人）

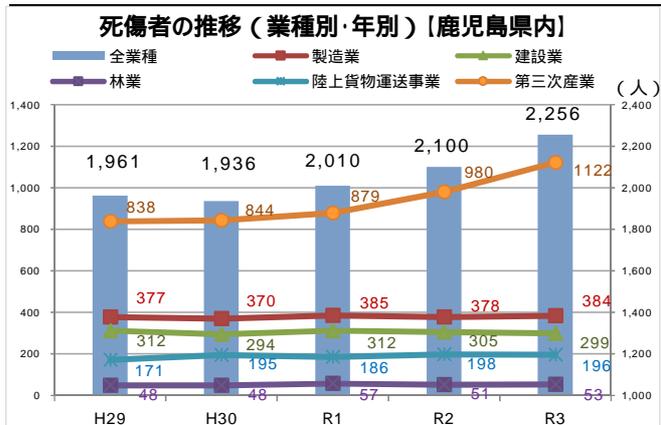
前年同時期より880人増加



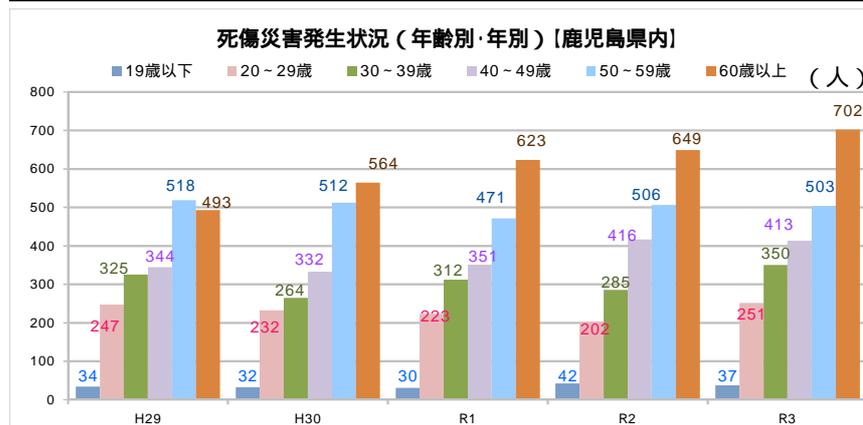
鹿児島県の現状は・・・

鹿児島

鹿児島県における労働災害による休業4日以上以上の死傷者数は、令和元年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならぬ危機的な状況となっています。内訳を見ると特に第三次産業での労働災害の増加が目立ちます。また、死亡者数も22人と、ここ10年間で最多となりました。



令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、8月末速報値では前年同期比880人増の2,121人（うち新型コロナウイルス感染症918人）と非常に憂慮すべき状況となっています。

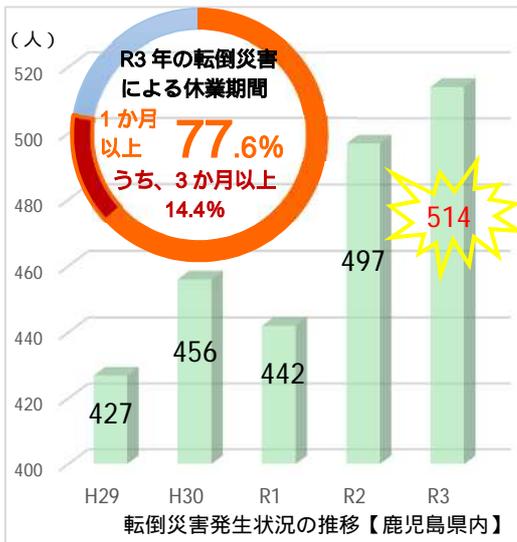


令和3年は702人（同11人）と、60歳以上の年代で労働災害が多発しており、死者数に占める割合も一番高くなっています。また、50歳以上の死傷者数は、いずれの年も全体の半数以上を占めています。

高年齢労働者層の労働災害増加

高年齢労働者層（60歳以上）の死傷者数は、令和元年が623人（死亡者数6人）、令和2年が649人（同9人）、

侮るな 転倒災害



全産業における休業4日以上以上の労働災害の中で、最も多い災害が「転倒災害」であり、すべての業種に共通する課題となっています。令和3年に県内で発生した転倒災害のうち、休業1か月以上の災害が7割以上を占めており、中には休業3か月以上となる事例も多々あります。

また、腰痛（不自然な姿勢や動作の反動等）に起因する腰痛（災害もここ数年増加傾向にあり、令和3年は159件と前年より30件増となりました）。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策を中心に、より一層の労働災害防止対策の強化をお願いします。

裏面へ

労働災害ピークアウト運動

～ 重点的取組内容 ～

【第三次産業】

全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 職場点検、4S活動、KY活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発等

【陸上貨物運送事業】

荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 積み下ろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 トラックの逸走防止措置の実施等

【林業】

チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保等



最重点取組事項

【高年齢労働者対策】

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく措置の実施



【転倒災害防止対策】

作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 危険箇所の表示等の危険の「見える化」



【腰痛予防対策】

重量物取扱い作業等の腰部に著しく負担のかかる作業の全部又は一部の自動化、省力化
 作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間等にかかる作業標準の策定
 作業の実施体制の配慮、腰痛健康診断の受診



【建設業】

足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の徹底
 建設工事の請負契約における適切な安全経費の確保等

【製造業】

機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の徹底
 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 非定常作業時等における機械運転停止の徹底等



～ 安全衛生活動の推進 ～

経営トップによる安全衛生への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

- 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- 職場巡視、4S活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全衛生活動の促進
- リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

県内における令和4年死傷災害発件数(月別)



労働災害「ピークアウト」に向けた緊急要請

鹿児島県での労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成31(令和元)年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならない危機的な状況となっています。また、労働災害による死亡者数は近年15人前後で増減を繰り返していましたが、令和3年は22人もの尊い命が失われました。

令和4年になっても増加傾向に歯止めがかからず、死傷者数の8月末速報値では前年同期比880人(70.9%)増の2,121人(うち新型コロナウイルス感染症918人)死亡者数が7人と厳しい状況が続いています。

令和3年の事故の型別労働災害発生状況を見ると、「転倒」災害が最も多くなっています。また、「動作の反動・無理な動作」による腰痛等の災害も増加傾向にあります。

年齢別発生状況を見ると、60歳以上の割合が31.1%と最も多く、50歳以上では53.4%と全体の半数以上を占めています。また、年齢が高くなるにつれ、被災率が高くなっています。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせること(ピークアウト)を目的とし、鹿児島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「労働災害ピークアウト運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を図ることとしました。

つきましては、各事業場におかれまして、労働災害の防止に向けて基本的な安全衛生管理活動を推進いただくとともに、高年齢労働者対策、転倒災害防止対策、腰痛予防対策等の業種横断的な労働災害防止対策を始め、業種の特性に応じた労働災害防止対策により一層取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和4年9月28日

鹿児島労働局長 中所 照仁

令和4年8月末（速報） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別 死傷災害発生状況									
業種	年	令和4年 (8月末)		令和3年 (同月末)		対前年 増減数		対前年増減率	
		死傷者数	死者数	死傷者数	死者数	死傷者数	死者数	死傷者数	死者数
全産業		2,121	7	1,241	15	880	-8	54.2%	-71.4%
1 製造業		236	0	223	0	13	0	8.9%	
1 食品品製造業		127		122		5		3.8%	
4 木材・木製品製造業		18		17		1		0.0%	
9 窯業土石製品製造業		13		14		-1		-7.7%	
11～12 金属製品製造業		15		11		4		75.0%	
13～15 機械器具製造業		20		21		-1		0.0%	
上記以外の製造業		43		38		5		25.0%	
2 鉱業		3	0	2	1	1	-1	-50.0%	-100.0%
3 建設業		186	3	171	3	15	0	4.0%	-66.7%
1 土木工事業		82	1	61	3	21	-2	40.4%	-100.0%
2 建築工事業		86	1	81		5	1	-1.4%	
3 その他の建設業		18	1	29		-11	1	-50.0%	
4 運輸交通業		125	1	134	2	-9	-1	-8.6%	-100.0%
1 鉄道・航空機業		2		7		-5		-83.3%	
2 道路旅客運送業		4		9		-5		-55.6%	
3 道路貨物運送業		118	1	116	2	2	-1	2.0%	-100.0%
4 その他の運輸交通業		1		2		-1		-66.7%	
5 貨物取扱業		19	0	11	0	8	0	70.0%	
1 陸上貨物取扱業		5		4		1		25.0%	
2 港湾運送業		14		7		7		100.0%	
6 農林業		65	2	62	3	3	-1	1.8%	-33.3%
1 農業		32		31	1	1	-1	0.0%	-100.0%
2 林業		33	2	31	2	2		4.0%	0.0%
7 畜産・水産業		77	0	58	1	19	-1	29.6%	-100.0%
8 商業		183	1	153	2	30	-1	22.2%	-50.0%
1 卸売業		24	1	17	1	7		13.3%	-100.0%
2 小売業		139		124	1	15	-1	19.6%	-100.0%
3 理美容業		2		4		-2		-50.0%	
4 その他の商業		18		8		10		100.0%	
9 金融・広告業		8	0	14	0	-6	0	-45.5%	
11 通信業		22	0	13	0	9	0	45.5%	
12 教育・研究業		20	0	15	0	5	0	36.4%	
13 保健衛生業		1032	0	232	0	800	0	292.5%	
1 医療保健業		584		95		489		448.6%	
2 社会福祉施設		445		131		314		192.6%	
3 その他の保健衛生業		3		6		-3		-66.7%	
14 接客娯楽業		58	0	67	1	-9	-1	-5.5%	
1 旅館業		14		10		4		33.3%	
2 飲食店		30		35	1	-5	-1	0.0%	
3 その他の接客娯楽業		14		22		-8		-31.6%	
上記以外の事業		87	0	86	2	1	-2	-13.7%	-100.0%
10 映画・演劇業		0							
15 清掃・と畜業		41		50		-9	-2	-22.5%	-100.0%
16 官公署		3				3			
17 その他の事業		43		36		7		-6.1%	
陸上貨物運送事業（4・3・5・1）		123	1	120	2	3	-1	2.9%	-100.0%
第三次産業（8～17）		1,410	1	580	5	830	-4	114.5%	-75.0%

業種別死傷災害発生状況（除くコロナウイルス）						
業種	令和4年 (8月末)		令和3年 (同月末)		対前年 増減数	対前年増 減率
	コロナ 罹患者	を 除く 死傷者数	コロナ 罹患者	を 除く 死傷者数		
全産業	918	1,203	26	1,215	-12	-1.0%
1 製造業	15	221	2	221	5	0.0%
1 食品品製造業		127		122	5	4.1%
4 木材・木製品製造業		18		17	1	5.9%
9 窯業土石製品製造業	1	12		14	-2	-14.3%
11～12 金属製品製造業		15		11	4	36.4%
13～15 機械器具製造業	1	19		21	-2	-9.5%
上記以外の製造業	13	30	2	36	-6	-16.7%
2 鉱業		3		2	1	50.0%
3 建設業	18	168		171	-3	-1.8%
1 土木工事業	9	73		61	12	19.7%
2 建築工事業	8	78		81	-3	-3.7%
3 その他の建設業	1	17		29	-12	-41.4%
4 運輸交通業		125	2	132	-7	-5.3%
1 鉄道・航空機業		2		7	-5	-71.4%
2 道路旅客運送業		4	2	7	-3	-42.9%
3 道路貨物運送業		118		116	2	1.7%
4 その他の運輸交通業		1		2	-1	-50.0%
5 貨物取扱業		19		11	8	72.7%
1 陸上貨物取扱業		5		4	1	25.0%
2 港湾運送業		14		7	7	100.0%
6 農林業		65		62	3	4.8%
1 農業		32		31	1	3.2%
2 林業		33		31	2	6.5%
7 畜産・水産業		77		58	19	32.8%
8 商業	18	165	1	152	13	8.6%
1 卸売業		24		17	7	41.2%
2 小売業	14	125	1	123	2	1.6%
3 理美容業		2		4	-2	-50.0%
4 その他の商業	4	14		8	6	75.0%
9 金融・広告業		8		14	-6	-42.9%
11 通信業	5	17		13	4	30.8%
12 教育・研究業	3	17	2	13	4	30.8%
13 保健衛生業	847	185	27	205	-20	-9.8%
1 医療保健業	505	79	15	80	-1	-1.3%
2 社会福祉施設	342	103	12	119	-16	-13.4%
3 その他の保健衛生業		3		6	-3	-50.0%
14 接客娯楽業	2	56		67	-11	-16.4%
1 旅館業	1	13		10	3	30.0%
2 飲食店	1	29		35	-6	-17.1%
3 その他の接客娯楽業		14		22	-8	-36.4%
上記以外の事業	10	77	3	83	-6	-7.2%
10 映画・演劇業		0				
15 清掃・と畜業	1	40	1	49	-9	-18.4%
16 官公署		3			3	
17 その他の事業	9	34	2	34		0.0%
陸上貨物運送事業（4・3・5・1）	0	123	0	120	3	2.5%
第三次産業（8～17）	885	525	33	547	-22	-4.0%

死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの、
 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 下段の陸上貨物運送事業（4・3・5・1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 13次防目標値については1未満の端数値を四捨五入処理しているため、業種合計値ないし全産業合計値が一致しない場合があります。